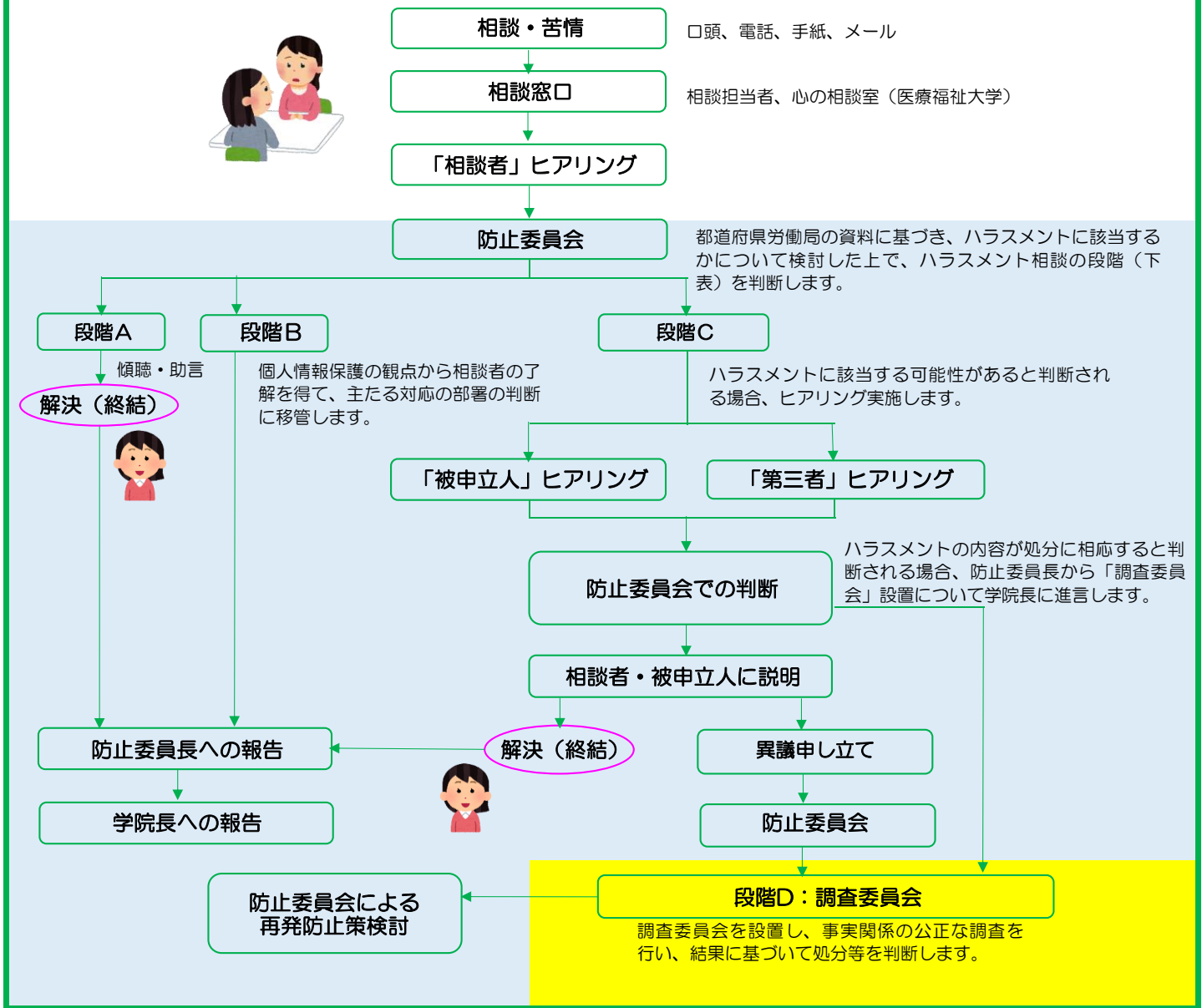


## ハラスメント相談の流れ



### ハラスメント相談の段階

A	・相談者の思いを受け止めることによって、相談の目的が達せられる場合
B	・相談の内容がハラスメントに相当しないと判断されるが、教育・職場環境での解決を要する場合
C	・相談の内容が都道府県労働局の資料に基づき、ハラスメントに該当する可能性があると判断される場合
D	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記Cの対応に対して、相談者、または被申立人の異議申し立てがあった場合</li> <li>・ハラスメントの内容が処分に相応すると判断される場合</li> <li>・学内相談員では上記Cの解決が困難と判断される場合</li> <li>・専門家（弁護士など）の意見が必要と判断される場合</li> <li>・その他</li> </ul>